

アストラゼネカ購入条件

このアストラゼネカ購入条件（以下「本条件書」という。）は、アストラゼネカ株式会社（以下「甲」という。）と貴社（以下「乙」という。）との間で成立する本注文（第1条に定義する。）に基づく契約について適用する。

第1条（定義）

本条件書において、以下の用語は以下の意味を有する。

「本注文」とは、この注文書（**Purchase Order**）による、物品の納入又は委託業務に関する甲の注文をいう。（なお、注文書においては、（i）注文の内容が物品の納入の場合は、品目、注文数量、注文金額、納入期日、納入先等、（ii）注文の内容が業務委託の場合は、委託業務の内容（品目という項目名で表示される。）、委託業務の期日（納入期日という項目名で表示される。）、対価（第10条による知的財産権の譲渡等の対価を含む。）（注文金額という項目名で表示される。）等が記載される。）

第1条の2（契約の成立）

1. 本注文に基づく契約は、以下の定めに従って成立する。
甲による本注文に基づく契約の申込みは、乙がこの注文書（**Purchase Order**）を含む電子メールを受信した時からその効力を生ずる。
 - (1) 乙は前号により受信した電子メールによって本注文に基づく契約の内容を確認するものとし、その内容を承諾しない場合には、電子メールを受信した日を含む3営業日以内に不承諾の意思表示を、甲が指定する電子メールアドレスあてに電子メールにより送信する。
 - (2) 前号に定める期間内に甲が乙より不承諾の電子メールを受信しなかったときは、乙は甲の申込みを承諾したものとみなし、本注文に基づく契約は前号に定める期間の経過時に成立したものとみなす。
2. 甲乙別途合意のうえで注文書の送信を電子メールに替えてファクシミリ送信又は郵送により行うこととした場合は、（i）ファクシミリ送信のときは、前項の「電子メール」とあるのは「ファクシミリ」と読み替え、「アドレス」とあるのは「番号」と読み替え、（ii）郵送のときは、「電子メール」とあるのは「郵便物」と読み替え、「アドレス」とあるのは「宛先」と読み替え、「3営業日」とあるのは「5営業日」と読み替える。

第2条（本条件書の適用等）

本条件書は、以下の場合を除き、本注文に基づく契約について適用する。

- (1) 本注文に係る注文書において本条件書と異なる定めをした部分がある場合。この場合は、その部分については注文書の定めが優先して適用され、それ以外の部分に関しては本条件書が適用される。
- (2) 甲乙間において別途、本注文に基づく契約に係る業務を対象とした“別途の個別的な契約”、又は本注文に基づく契約に係る業務に適用される基本的条件を定めた“取引基本契約”が締結されている場合。この場合は、“別途の個別的な契約”又は“取引基本契約”の内容と本条件書の内容とが異なる部分については“別途の個別的な契約”又は“取引基本契約”が適用され、それ以外の部分に関しては本条件書が適用される。

第3条（業務の遂行等）

乙は、善良な管理者の注意をもって、本注文に基づく契約の定めによる物品の納入又は委託業務（以下「本件業務」という。）を遂行する。

第3条の2（目的物の受取検査・契約不適合等）

（受取検査・引き渡し）

1. 乙は、本注文に基づく契約で定める条件に従い、目的物（売買の対象となる物品のほか、本件業務の内容に物品・資料等の作成・加工等の業務が含まれる場合においてはその業務によって作成・加工等される物をいう。以下これらを「目的物」という。）を甲に納入する。
2. 甲は、本注文に基づく契約に基づき目的物を受け取ったときは、遅滞なく（別途本注文に基づく契約で期間を定めたときはその期間内に）その目的物の検査（以下「受取検査」という。）をし、受取検査に合格した時に目的物の引き渡しがあったものとみなす。
3. （受取時）
甲は、受取検査によって、目的物が本注文に基づく契約の趣旨に適合しないものであること（目的物に瑕疵・欠陥があること、数量に過不足があることを含むがそれらに限らない。以下「契約不適合」という。）を知ったときは、相当な期間内（別途本注文に基づく契約で期間を定めたときはその期間内。以下同じ。）に契約不適合の内容を乙に通知する。
4. （受取検査後）
甲は、目的物の引き渡しを受けた時から1年以内に契約不適合（目的物の受取時に存したものであるか否かを問わない。）を知ったときは、相当な期間内に契約不適合の内容を乙に通知する。
5. （乙の責任）
乙は、検収の結果、不合格になったものについては乙の費用負担で引き取り、甲の指示する期限までに代品納入を行わなければならない。
6. 第3項又は第4項の通知をしたときは、甲は、契約不適合の内容や乙の帰責性の有無にかかわらず、乙に対して、完全履行請求（代替物請求・追加給付請求、修補請求等）、代金減額請求、損害賠償請求、本注文に基づく契約の全部又は一部の解除の請求をすることができる。

第3条の3（コンプライアンス）

（法令遵守・倫理的な行動・汚職防止法の遵守等）

1. 乙は、乙関係者（乙、乙の役員、従業員、代理人、関係会社又は委託先等であって、本件業務の履行に関わる者を意味する。以下同じ。）が、本件業務に適用されるすべての法令（業界ガイドライン等を含む。）を遵守して本件業務を履行することを保証する。乙は、乙が「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」に定める「特定受託事業者」に該当するか否かについて甲に既に通知した内容に変更があったときは、速やかに甲にその旨を通知しなければならない。本注文に基づく取引が同法の適用対象である場合、同法 14 条等に関連した甲の連絡先は、甲の Web サイト“AZethics”（URL：<https://secure.ethicspoint.eu/domain/media/ja/gui/112316/index.html>）とする。
2. 乙は、乙関係者が、アストラゼネカグループが制定する「Code of Conduct for Suppliers」（入手先：https://www.astrazeneca.com/content/dam/az/Sustainability/AZ_2025_Code-Of-Conduct-for-Third-Parties_V4.0.pdf）に定める諸原則に適合する倫理基準を遵守して本件業務を履行することを保証する。
3. 乙は、乙関係者が、汚職防止法上の義務を理解し、教育を受け、同法を遵守するよう努める。乙は、乙関係者が、本件業務に関連して個人又は団体（公的組織等、医療従事者又は医療機関を含む。）を誘引して職務を不適切に行わせ、若しくは不正に有利な決定を行わせることを意図して又は条件として、その個人又は団体に対して直接・間接を問わず、ファシリテーションペイメントを含む金銭や経済的利益の提供の申し出、提供の約束、支払い、供与をすること、又はかかる申し出、約束、支払い、供与を許可することを行わない。
4. 本件業務の期間中、甲又は甲が指定した者は、合理的期間をもって書面による事前通知を行うことにより、乙の通常の営業時間内に、乙の通常の業務を妨げない範囲において、乙関係者による「Code of Conduct for Suppliers」に定める諸原則に適合する倫理基準の遵守状況を確認することを目的とする監査を実施することができる。この場合、乙は関連する記録又は文書類を提供する等、合理的な範囲において監査に協力する。
5. 第1項から第3項のいずれかに違反していると甲が合理的に判断したときは、甲は、本注文に基づく契約を直ちに解除できる。この場合、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げない。
6. （個人情報の保護）
乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 2 条第 1 項に定義する情報であって、乙が本件業務の履行過程で取得する情報をいう。）の取り扱いに際しては、個人情報保護法を遵守するとともに関係省庁等の作成した個人情報の保護に関するガイドライン・指針等に従う。
7. 乙は個人情報を本件業務の履行目的のためにのみ利用するものとし、個人情報保護法第 16 条 3 項各号に掲げる場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱わない。
8. 乙は、第 12 条第 1 項の定めに従って乙が本件業務の履行のため個人情報の取り扱いの全部又は一部を第三者に再委託する場合及び個人情報保護法第 23 条 1 項各号に掲げる場合を除き、個人情報を第三者に提供しない。
9. 第 6 項から第 8 項に定める乙の義務は、乙の従業員（正規の従業員、臨時雇用その他乙のために働く一切の者を含む。以下同じ。）もまた同様に負うものとし、乙は個人情報の安全管理が図られるよう、従業員に対する必要かつ適切な監督を行い、これを保証するため乙の従業員から誓約書を取る等、必要な措置を講ずる。

第4条（報告）

乙は、本件業務の履行の状況に関して甲からの請求があったときは、その状況につき速やかに報告する。

第5条（保証）

1. 乙は、成果物（本件業務の内容に物品・資料等の作成・加工等の業務が含まれる場合において、その業務によって作成・加工等される物をいう。以下これらを「成果物」という。）が第三者の特許権、著作権、著作者人格権、肖像権、営業秘密に関する権利その他いかなる権利も侵害していないことを保証する。成果物の制作に関連して第三者の権利を利用等している場合には、乙は、第三者から権利の譲渡又は許諾を正当に受けており、甲による成果物の利用に何らの支障もないことを証明する資料等を甲に提供する。
2. 乙は、成果物について、第三者から権利主張又は金銭的請求等があった場合、自己の費用と責任においてこれに対応かつ処理し、甲に一切の負担をかけない。

第6条（履行請求等）

1. 甲は、乙に対して、本件業務の遂行その他本注文に基づく契約に係る債務の履行を請求することができる。
2. 乙が債務の履行をしない場合であって、甲が相当の期間を定めて債務の履行の請求をし、その期間内に履行がないとき（乙が履行をする見込みがないことが明白であるときを含む。）は、甲は、本注文に基づく契約の解除がされるか否かにかかわらず、その不履行による損害の賠償を請求することができる。ただし、債務の不履行が、本注文に基づく契約の趣旨に照らして乙の責めに帰することのできない事由によるものであるときに限り、乙はその不履行によって生じた損害を賠償する責任を負わない（第 11 条第 3 項において同じ。）。

第7条（所有権及び危険負担）

1. 目的物の所有権は、目的物の引渡しがあった時に乙から甲に移転する。
2. 目的物の引渡し以前に甲の責に帰さない事由により生じた滅失、毀損等の損害は、乙の負担とし、引渡し後に乙の責に帰さない事由により生じた滅失、毀損等の損害は、甲の負担とする。

第8条（委託料）

1. 乙は、本件業務の全てが完了（本件業務の内容に物品・資料等の作成・加工等の業務が含まれる場合には、第 3 条の 2 第 2 項によって全ての目的物の引渡し完了を含む。）したときは、甲に請求書を発行し、甲は請求書受領日の翌日から起算して 75 日を経過した日（その日が金融機関の休業日であるときはその翌営業日）までに委託料を乙指定の銀行口座への振り込みにより支払う。なお、本注文が「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関す

る法律」又は「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」の適用対象であるときは、委託料の支払期日は、物品の納入日又は委託業務が完了した日から起算して60日の期間において、第1条の2の注文書（Purchase Order）に定める。

2. 本件業務の一部を変更する必要があるときは、納期の変更、委託料の増減の有無を含め、甲乙間で協議の上変更することができる。
3. 第1項の委託料には、本注文に基づく契約に別段の定めのない限り、本件業務に関する経費が含まれる。また、本注文に基づく契約で経費を別途甲が負担するものと定めた場合には、乙は、第1項の請求書に経費支払いの証憑を添えてその実費を請求する。

第9条（秘密保持及び目的外使用禁止）

1. 乙は、本注文に基づく契約の履行上知り得た甲の技術上又は営業上の情報（以下「秘密情報」という。）を、事前の甲の書面による承諾を得ることなく第三者に開示・漏洩しない。また、乙は、秘密情報を本注文に基づく契約の目的のみに使用し、他の一切の目的に使用しない。
2. 前項の秘密保持義務及び目的外使用禁止義務は、以下のいずれかに該当することを乙が証明した場合には適用しない。
 - (1) 秘密情報を知得する以前に公知であった情報
 - (2) 秘密情報を知得した後に乙の過失によらずして公知となった情報
 - (3) 開示を受ける前に乙が自ら知得し、又は秘密保持義務を負っていない第三者より正当な手段により入手した情報
 - (4) 秘密情報によらず、乙が独自に開発した情報
3. 本条の規定は、本注文に基づく契約が終了又は解除された日から10年間有効とする。

第10条（成果物に関する知的財産権の帰属等）

1. 成果物にかかる全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下同じ。）は、その完成時に乙から甲に譲渡される。
2. 乙は、成果物及びその加工物の公表の時期及び公表の際の名義表示について乙の承諾を得ることなく甲（甲より正当に権利を取得又は承継した第三者を含む。本項において同じ。）が自由に決定できることを認め、甲に対して著作権人格権を行使しない。
3. 乙は、本件業務に基づき発明、考案、意匠又は事業活動に有用な技術上の情報等が生じたときは、速やかに甲にその内容を通知する。
4. 本件業務に基づいて得られた特許権（特許を受ける権利を含む。）、意匠権、及び事業活動に有用な技術上の情報に関する権利は、甲に帰属する。

第11条（契約解除等）

1. 乙に以下の事由が生じたときは、甲は本注文に基づく契約の全部又は一部の解除をすることができる。
 - (1) 本条件書又は本注文に基づく契約に違反し、又は本条件書又は本注文に基づく契約の不履行があり、甲からの一定期間を定めた催告後も、なお違反・不履行状態が治癒しないとき
 - (2) 支払停止又は支払不能の状態に至ったとき
 - (3) 仮差押え、差押え、仮処分、競売等の申立てを受けたとき
 - (4) 破産、民事再生、会社更生、特別清算等の手続開示の申立て等の事実が生じたとき
 - (5) 相手方に対する詐術その他の背信的行為があったとき
2. 乙は、前項により本注文に基づく契約が解除されたときは、甲に対する一切の債務の履行につき期限の利益を喪失し、債務のすべてをただちに甲に弁済しなければならない。
3. 第1項に基づく解除権を行使した場合であっても、甲に損害が発生したときはその損害の賠償を乙に請求することができる。
4. 第1項にかかわらず、甲は、本注文に基づく契約を解約する必要があるときは、乙に書面で通知することにより解約をすることができる。
5. 本注文が「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」の適用対象であり本注文に基づく本件業務の期間が6ヶ月以上である場合であって、甲が本注文に基づく契約の解除又は解約（契約期間の満了後に更新しない場合を含む。）をしようとするときは、甲は、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」その他の適用法令の定めに従い、乙に対し、少なくとも30日前までにその予告を行う。

第12条（再委託及び権利の譲渡禁止等）

1. 乙は、事前の甲の書面による承諾を得た場合を除き、本件業務の全部又は一部を第三者に再委託することはできない。甲の書面による承諾を得て第三者に再委託をするときは、乙は、本注文に基づく契約に基づいて乙が負担する義務と同一の義務を課す。この場合であっても、本注文に基づく契約に係る乙の履行義務は免れない。
2. 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ないで、本注文に基づく契約に基づく権利、義務又は財産の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は承継させてはならない。なお、甲は、乙の承諾を得ることなく、（i）本注文に基づく契約が関係する事業の全部又は実質的に全部を承継する者（吸収、合併、資産買収その他の方式の如何を問わない。）又は（ii）甲の関連会社に対し、本注文に基づく契約に係る自己の権利義務を譲渡することができる。

第13条（不可抗力免責）

天災地変、戦争、暴動、内乱、甲の責によらない火災、ストライキ、その他の不可抗力を事情として、本件業務の継続が困難になったときは、甲は、乙に事前に通知したうえで本注文に基づく契約の全部又は一部の解除をすることができる。

第14条（合意管轄その他一般条項）

1. (分離可能性)
本条件書又は本注文に基づく契約のいずれかの定め又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、無効又は執行不能と判断された定め又はその一部を除く残りの部分は、継続して完全に効力を有する。
2. (合意管轄)
甲及び乙は、本条件書及び本注文に基づく契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、訴額に応じ、大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。
3. (反社会的勢力の排除)
甲及び乙は、相手方に対し、次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたって該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員ではなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等の社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、併せて「反社会的勢力」という。）であること、又は反社会的勢力と密接な関係を有する者であること
 - (2) 反社会的勢力の活動・運営を助長する関係を有すること、又は自らの経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められる関係を有すること
4. 甲及び乙は、直接又は第三者を利用して、（i）暴力的な要求行為、（ii）法的な責任を超えた不当な要求行為、（iii）脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、（iv）風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて、相手の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為、（v）その他これらに準ずる行為を行わないことを確約する。
5. (恣意的な取引でない事の確認)
甲及び乙は、相互対等、自主性尊重、自由競争の理念に基づき、法令を遵守すると共に、信義誠実の原則に従って本注文に基づく契約を履行する。
6. 甲及び乙は、本注文に基づく契約の申込み、承諾、仕様及び価格その他契約条件の設定が両当事者の自由で公正な業務上の判断と合意によって行われるものであり、特定個人の利益を目的とした恣意的な判断に基づくものでないことを確認する。
7. 前項の目的を達成するために、甲及び乙は、乙において本注文に基づく契約の締結の意思決定に関与するそれぞれの構成員間において者又は乙関係者が、本注文に基づく契約の締結時点で、（i）医療従事者その他甲が製造販売を行う医薬品等の顧客（潜在的な顧客である場合を含む。）ではないこと、及び、（ii）甲において本注文に基づく契約の締結の意思決定に関与する者との間においていかなる親族・縁故関係、又は友人関係その他の密接な関係も存在しないことを確認保証する。なお、本注文に基づく契約の締結後において本注文に基づく契約の締結時点でのそれらの密接な関係の乙は、前記（i）（ii）の事実の存在が判明したときは、遅滞無くその旨を相手方甲に連絡し、両者にて対応を協議する。
8. (取引実績の評価)
乙は、甲が行う（i）乙の経営財務状況、（ii）本注文に基づく契約に係る取引実績、業務水準等（量的、質的指標を含む。）又は（iii）第3条の3に示す甲の「倫理規範」の遵守状況の総合的な評価に関して合理的な範囲で協力する。甲は、評価の結果に基づき必要であると判断したときは、適切な改善対策を乙に求めることができる。その結果、乙に改善が認められない場合には、甲は本注文に基づく契約の全部又は一部を解除することができる。
9. (名称等の使用)
乙は、事前に甲の書面による承認を得ない限り、本注文に基づく契約に関する公表物、プレスリリース又は宣伝資料において、甲の名称、甲を示すロゴその他の甲を示す標章を使用してはならない。
10. (協議解決)
本条件書及び本注文に基づく契約に定めのない事項及び本条件書及び本注文に基づく契約の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決する。

以上